

高萩・北茨城広域事務組合建設工事等競争入札に係る予定価格の事前公表に  
関する要綱

令和元年10月9日

告示第5号

(趣旨)

第1条 この要綱は、高萩・北茨城広域事務組合財務規則（令和元年高萩・北茨城広域事務組合規則第14号）第2条第1項の規定により準用する北茨城市財務規則（平成元年北茨城市規則第10号。以下「財務規則」という。）第123条第1項ただし書の規定に基づき、高萩・北茨城広域事務組合が執行する競争入札の方法による建設工事及び委託業務に係る予定価格の事前公表（以下「公表」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表の内容)

第2条 公表する予定価格は、消費税及び地方消費税相当額を含まない額とする。

(公表の方法)

第3条 公表の方法は、原則として書取書（財務規則様式第86号（その2））の写しに予定価格を付した書面により、環境総務課において、閲覧させることにより行うものとする。

(公表の時期)

第4条 公表の時期は、管理者が定める日からとする。

(入札条件)

第5条 公表する入札については、財務規則に定めるもののほか、次に掲げる事項を入札条件とする。

- (1) 予定価格を超える金額の入札は、無効とする。
- (2) 入札の回数は1回とし、落札者がいない場合は入札を中止し、不調とする。
- (3) 管理者が必要があると認めた場合は、入札参加者に対し工事等積算内訳書の提出を求めることができるものとする。この場合において、入札参加者が工事等積算内訳書を提出しないときは、当該入札参加者が行った入札は、無効とする。
- (4) 入札参加者は、自らの意思により入札を辞退することができる。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。